

児童虐待防止に向けて

～私たちのまちの子ども・子育て家庭への支援のために～

奈良県においては、年々増加する児童虐待に対し、関係者の児童虐待や対応への基本的な理解を目的として、平成20年に「児童虐待対応マニュアル（関係機関用）～子どもたちの笑顔のために～」を発行しました。その後、県内全ての市町村に要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする。）が設置され、要対協が受理したケース（事例）の把握や各会議の開催等、要対協の運営手順の確立が求められています。そのため、新たに要対協の運営に関して、本マニュアルを作成しました。

要対協には、要対協を構成する各機関の認識が共有化され、それぞれの機関の役割や長所が、様々な支援として活かされていく強みがあります。また、子どもと家庭への見守りや支援機能が向上することにより、各機関の連携もより密となり、さらに支援が活性化するという良循環が生まれます。

本マニュアルは、「まずはここからスタート！」とあるように、初めて要対協運営に関わる担当者の皆様が手にとられても、要対協の法的位置づけや情報共有についてのルール、通報受理から調査、安全確認までの初期対応、会議の開催等の手順が理解できるようにまとめられています。

今このマニュアルを手にしたあなたは、子どもの成長を支える大切なサポーターの一人です。様々な機関や職種のサポーターが一緒になって、子どもと子育て家庭への支援を充実していくために、本マニュアルをご活用いただきますようお願いいたします。

目次

第1章	市町村における要保護児童対策地域協議会	1
第2章	要保護児童対策地域協議会における調整機関の役割	7
第3章	要保護児童対策地域協議会運営のための会議	11
第4章	【実践編】 市町村における児童虐待対応の実際～受理から安全確認まで～	18
第5章	【実践編】 個別ケース検討会議の進め方	34
第6章	こども家庭相談センターとの連携	44
第7章	アセスメントの基本	49
○様式集		60

(1) 市町村が児童家庭相談及び児童虐待に対応しなければならない理由

児童虐待が社会問題と認知され、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」とする。）が制定されました。

児童虐待への対応としては、こども家庭相談センター（児童相談所）による緊急かつ高度な専門的対応が求められる一方で、虐待件数の増加に伴い、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大していきました。こうした相談は、市町村の身近できめ細やかなネットワークによる対応が求められることから、平成16年の児童福祉法の改正により、市町村が児童家庭相談の一義的な窓口となり、虐待通告先と位置づけられました。

(2) 市町村の役割

市町村の役割は、大きく分けて以下の3つに分類されます。

①相談支援

- ・児童家庭相談に応じ、必要な調査や指導を行う。
- ・市町村の社会資源を活かし、幅広い支援を行う。

②児童虐待対応

- ・通告受理時は速やかに児童の安全確認を行う。
- ・緊急度や重症度に応じて、こども家庭相談センターと連携する。
- ・虐待の未然防止のため、以下の取組を推進する。

住民及び関係機関への虐待防止に向けた啓発（通告先、相談窓口の案内等）
地域の子育て支援活動の推進（一時保育、地域子育て支援拠点事業等）
妊娠期及び乳幼児期の支援の充実（母子保健との切れ目のない連携）

③支援のためのネットワークの構築（要保護児童対策地域協議会の設置）

- ・スムーズな機関連携のための情報共有を行う。
- ・各機関の役割分担による支援を行う。

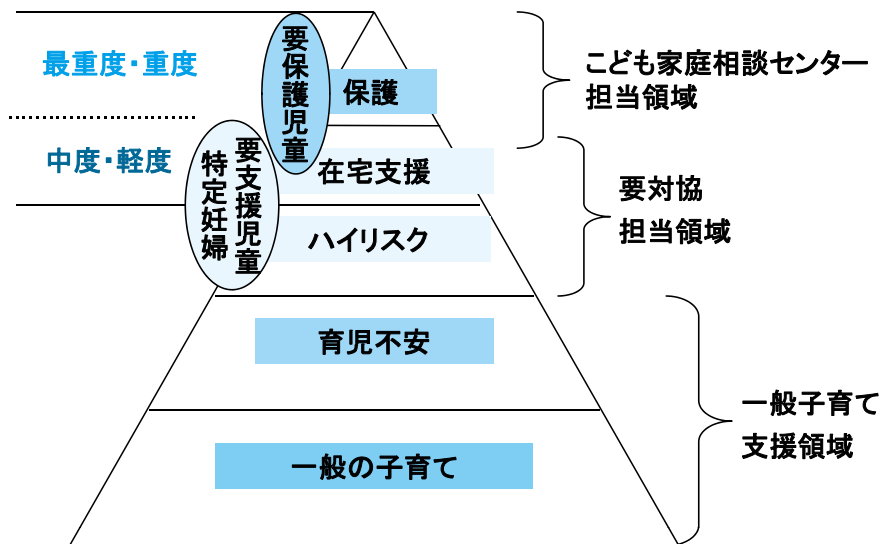
ネットワークの構築のために、市町村には「要保護児童対策地域協議会」（以下、「要対協」とする。）の設置が努力義務化されています。

奈良県では、平成23年度から全ての市町村に要対協が設置されています。

(3) 市町村における支援の対象

市町村は、緊急性の高いケース及び困難ケースを主に担当する「こども家庭相談センター」と機能を分担し、市町村における各機関の身近な社会資源を活用し、相談支援の中心となることが求められます。

<児童虐待の担当領域>



○要対協の対象となる者（ケース別）

①要保護児童

虐待等により保護者が児童を監護することが不相当であると認められるケース。

②要支援児童

虐待もしくは虐待の発生のおそれがあり、保護者の養育を支援することが特に必要であると認められるケース。

③特定妊婦

出産後の虐待発生予防のため、出産前からの支援を必要とする妊婦のケース。

※ ①～③を「要保護児童等」と総称し、要対協の支援対象として法定化されています。

○市町村の具体的な役割（市町村児童家庭相談援助指針より）

①住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村中心に対応する。

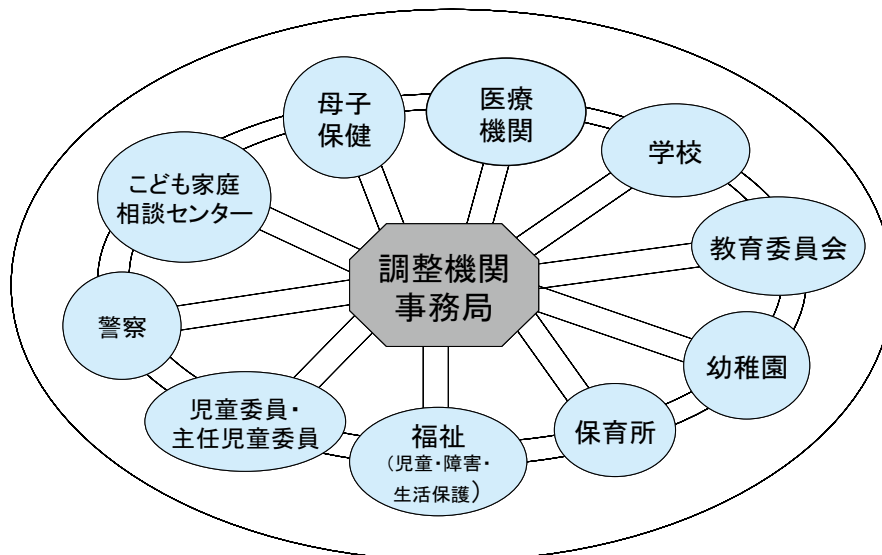
②ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要とされる困難なケースについては、児童相談所に直ちに連絡する。

③施設を退所した子どもが安定した生活が継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家庭が抱えている問題の軽減化を図る。

(4) 要対協とは

要対協は、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、法定化されたサポートネットワークです。

要保護児童対策地域協議会 (ネットワークのイメージ)

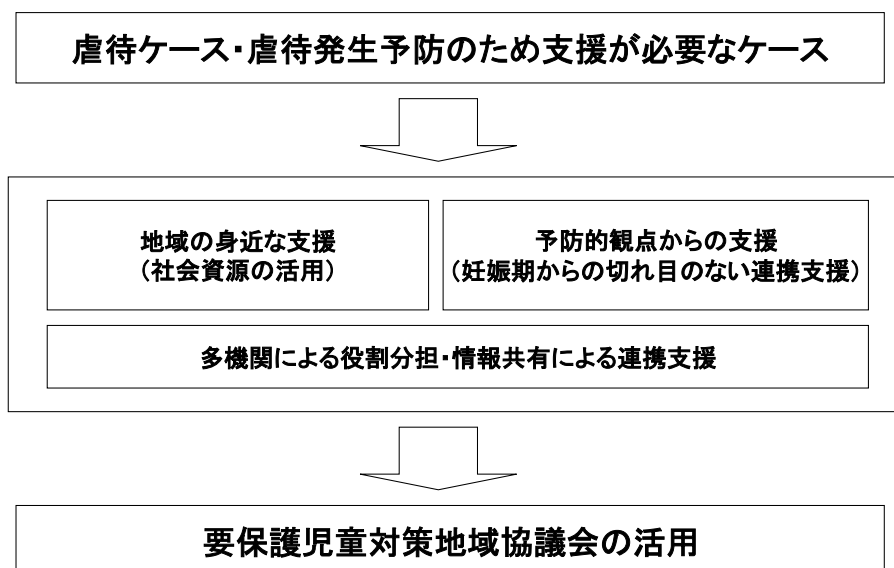


(5) 要対協の役割

○要対協における情報共有と連携支援

虐待事例は、一つの機関では解決できない多機関協力のもとに対応していくものであり、各機関を通じての情報共有、役割分担による連携が必要となります。

要対協の設置により、要対協を構成している機関同士の情報共有が可能となると共に、各機関による役割分担、連携のルールが明確になります。



(6) 要対協を活用することのメリット

最も避けなければならないことは、虐待による死亡等の最悪の事態です。
そのため、以下の事態に陥らないよう注意する必要があります。

- ・ 支援が必要なケースへの対応が、どこの機関においても行われていない。
→ ケースの放置により、子どものリスク（危険度）が上がり、重症化を招く。
- ・ 一つの機関が抱え込み、他機関と情報が共有されていない。
→ 担当機関（担当者）がリスクの見落としや見誤りを行い、重症化を招く。
→ 他機関の機能を活かした役割分担ができず、支援が硬直化する。

こうした事態に陥らないためにも、要対協のメリット（強み）を十分に理解し、支援に活用することが大切です。

○要対協を活用することのメリット

①要保護児童等の早期発見

- ・ 多機関の多くの目によって、虐待を早期に発見できる。

②各関係機関等の連携による情報の共有化

- ・ 情報の共有化＝支援方針の共有化

③情報共有化を通じて、各関係機関等の間での役割分担についての共通理解

- ・ 各機関が同じケースに対して独自に行っている支援が重複することを防ぐ。
- ・ 各機関の役割・責任範囲を明確にし、機関の「丸投げ」「抱え込み」を防ぐ。
- ・ 担当者の燃えつきや機関間の対立を防ぎ、関係者の協力意識が向上。

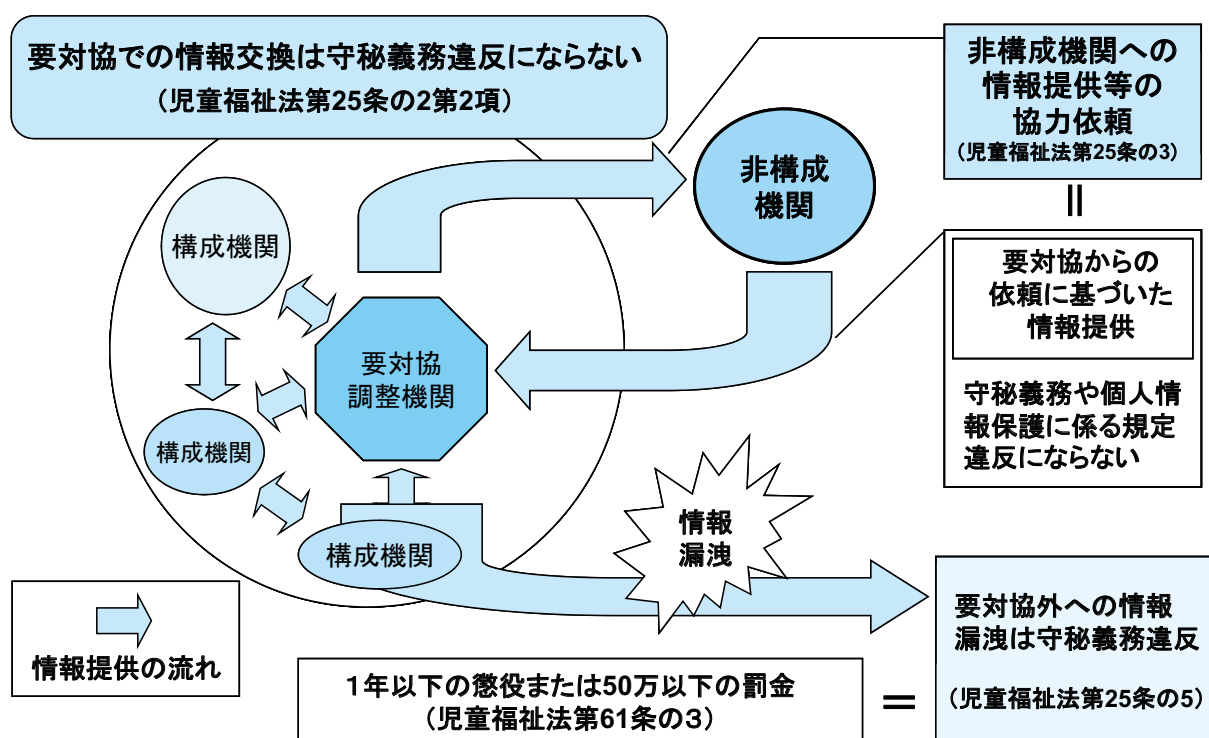


(7) 要対協における情報共有

要対協の設置が法律で定められる以前は、支援しているケースに関する必要な情報について、医師や地方公務員等の関係者から、守秘義務を理由に個人情報の提供に協力できないという壁がありました。

要対協の設置により「要対協の構成機関内では、情報を共有できる」「構成機関以外にも、情報提供及び必要な協力を求めること」が可能となります。

一方で、要対協における情報共有は、要保護児童等の適切な保護または支援をはかるためのものであり、要対協の構成員（構成員であった者を含む）は、全て守秘義務が課せられます。



○要対協の取り扱う情報についての法的位置づけ

- ・ 要対協の構成機関内における情報共有は、守秘義務違反にならない。
(児童福祉法第25条の2第2項)
- ・ 要対協は必要に応じて、要対協に構成されていない機関等に対しても、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
(児童福祉法第25条の3)
- ・ 要対協の構成員は、要対協で知り得た情報を漏らしてはいけない。
(児童福祉法第25条の5)
- ・ 守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金。
(児童福祉法第61条の3)

○要対協内での情報共有におけるルール

情報共有が可能な要対協構成機関同士においても、第三者への情報の漏洩を防ぐために、事前のルール設定が重要です。

○各機関の所持資料におけるルールの設定例

- ・ 会議後の復命ルールの設定
(担当者及び管理職のみの回覧にする)
- ・ 資料の管理ルールの徹底
(配付資料のコピーは禁止する)
- ・ 守秘義務遵守の徹底
(会議前には、必ず守秘義務遵守の徹底について参加者に説明する)

※ 守秘義務のない個人や任意団体も、要対協参加によって守秘義務が課せられます。
(児童福祉法第25条の5)

